

奈良小学校いじめ防止基本方針

策定日

平成 26 年 3 月 31 日

《1 いじめ防止に向けた奈良小学校の考え方》

① いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめを防止するための基本的な方向性

- 子ども一人ひとりが自分たちの学校をつくっていくのだという気持ちになったり、集団の中で居場所をもったりして、自己有用感を味わせ、自尊感情を育てる。
- 全職員が、いじめを許さない、起こさせないという意識をもち、共通理解をもって教育にあたる。
- 本校の大きな特色であるたてわり活動を生かす。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心に日頃から共通理解を図り、未然防止、早期発見、適切な措置・対処を行う。

③ 学校いじめ防止基本方針の目的

全職員で子どもの健全育成にかかわり、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

《2 組織の設置および組織的な取組》

- ① 組織の構成 児童指導・特別支援・人権教育部が「いじめ防止対策委員会」を兼ねる。
(管理職・各学年主任・児童指導支援専任・特別支援コーディネーター
養護教諭・特別支援担当者・人権教育担当者)
- ② 組織の役割 児童指導にあたり、全職員が共通理解をもてるようにする。
いじめ防止・早期発見・職員研修などを組織的・計画的に行う。
いじめが発見されたとき、中心になって対処・措置を行う。
- ③ 年間計画 別紙

《3 未然防止及び早期発見のための取組》

② 未然防止の取組

教育環境の充実

YP アセスメント クラスの実態把握を関係職員で行う。横浜プログラムを年間の教育活動に位置付けて行い、いじめのない学級風土を作る。
魅力のある授業づくり 重点研究や学年研などで教材開発を行う。授業の中でも自尊感情を育てる。
たてわり活動 子どもの所属集団を複数にして社会性を育てる
情報の共有 全職員で児童指導に取り組み、些細な変化もとらえる。

子どもたちの主体的な活動の充実

たてわり活動 1年生から6年生までの担当グループを作り、6年生を中心に年間を通して活動をする。担当職員が活動を支援する。職員の間で情報交換を行う。
運動会実行委員会 5, 6年生で立ち上げ、運動会に向けての計画を立てたり、仕事内容を分担したりする。担当職員が支援し、達成感や有用感をもたせる。
各学年の行事 低学年でも実行委員会等を立ち上げるなどして、子どもの自主的な活動を保証している。学校を自分たちの手で作っていくのだという意識をもたせる。

教育相談の充実

児童支援専任 子どもや保護者が相談しやすい環境を作る。
外部の相談機関 子どもや保護者が安心感をもてるようにしたり、学校がその外部の相談機関と連絡をとり教育活動に生かしたりすることができるようにする。

地域連携の充実

ボランティアによる登下校の見守り 安全を見守ると同時に子どもとのあいさつや会話をし、必要に応じて学校と連絡をとっている。

②早期発見

<p>教育活動の中で</p> <p>日頃の授業や休み時間、給食や清掃の時間などの中で、職員が子どもの様子を観察し、職員の間で常に共通理解をもつように心がける。</p>	<p>いじめアンケートで</p> <p>年2回いじめに関するアンケートを実施し、記述に関して担任や関係職員が聞き取りを行う。担任がクラス全員と面談等をする機会を設ける。</p>
<p>家庭訪問・個人面談で</p> <p>担任と保護者が1対1で話をする機会を有効に活用し、担任と保護者との関係をつくる。Y P アセスメントや学習状況に関する資料を用意し、短時間でも密度の濃い話し合いができるようにする。</p>	<p>はまっこ・地域との連携の中で</p> <p>はまっこの職員と連携し、情報交換を行う。地域からの情報を大事にしたり、学校から子どもの様子を発信したりして、地域でも子どもたちの様子を見守ってもらえるようにする。</p>

③いじめに対する措置

<p>いじめの相談や疑いの報告があったら</p> <p>担任一人で抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に措置を行う。</p> <p>事実確認</p> <p>いじめられた子、いじめにかかわった子からだけでなく、周囲にいた子どもたちからも話を聞いて事実を確認する。</p> <p>情報の共有</p> <p>関係職員で情報を共有して、対応・方針を話し合う。</p> <p>心のケア・指導</p> <p>担任や関係職員でいじめられた子の心のケアを行ったり、いじめにかかわった子、その周辺にいた子に必要な応じた指導を行う。</p> <p>外部の関係機関の利用 必要に応じて連携をとる。</p>
--

④職員研修

<p>児童理解</p> <p>月1回行われる職員会議で子どもの共通理解を深める。また、児童始動・特別支援・人権教育部で各学年の様子などを情報交換し、必要があれば重点的な児童指導を行う。 ことができるようにする。</p>	<p>校内研修</p> <p>職員の研修を年間計画を立てて行う。</p> <p>Y P アセスメントの見方・活用の仕方、横浜プログラムについて、自閉症理解研修、傾聴訓練、危機管理研修、療育によるコンサルテーション など</p>
--	--

《4 重大事態への対処》

①重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

②重大事態の調査

重大事態と思われる案件については、「いじめ防止対策委員会」を中心に、迅速に対処据するとともに、再発防止を視野においた調査を実施する。調査結果は、教育委員会に報告する。

③児童保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査で明らかになった事実を必ず報告し、理解と協力を得ながら解決に向かって取り組む。

《5 その他》

必要に応じて、「奈良小学校いじめ防止対策基本方針」を見直し、加筆・訂正を行う。